



島根県報

令和6年9月3日（火）

号外 第 8 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第559号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	斐川一畑大社線	出雲市小境町字荒粕1111番5地先から同番4地先まで	前	メートル 18.01～ 31.18	メートル 6.92	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	メートル 18.01～ 31.18	メートル 6.92	

島根県告示第560号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年9月3日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	488号	益田市匹見町匹見イ1334番6地先から 同イ1344番11地先まで	メートル 244.87	令和6年 9月3日	益田県土整備 事務所	